



1.はじめに

(1) 背景

自転車は、健康や環境への意識の高まりを背景に、子どもから高齢者まで通勤・通学・買い物などの手軽に利用できる身近な移動手段として幅広く利用されています。一方、スピードを出した走行やスマートフォン等を利用しながらの走行が顕著となっており、区内の自転車関連事故の割合は、東京都全体と比較するとやや高くなっています。

また、自転車シェアリングの活用による公共交通の機能補完や観光戦略の推進、国や東京都による東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けた自転車走行環境整備の推進、平成 29 年 5 月には自転車活用推進法の施行等、近年では自転車を中心とした施策の重要性が高まっています。

こうした状況の中、目黒区では、目黒区交通安全計画（平成 28 年 4 月策定）において総合的な自転車対策の推進を重点施策に位置付け、自転車走行環境整備計画（以下「本計画」という。）を策定し、計画的な整備を推進することとしています。

(2) 目的

目黒区では、これまで交差点における自転車の出会い頭の事故防止対策として、自転車ストップマークなどの整備を進めてきましたが、自転車利用者の増加や、増加に伴い危険な走行行為が目につくようになってきていることから、更なる交通安全対策を行うことが求められています。

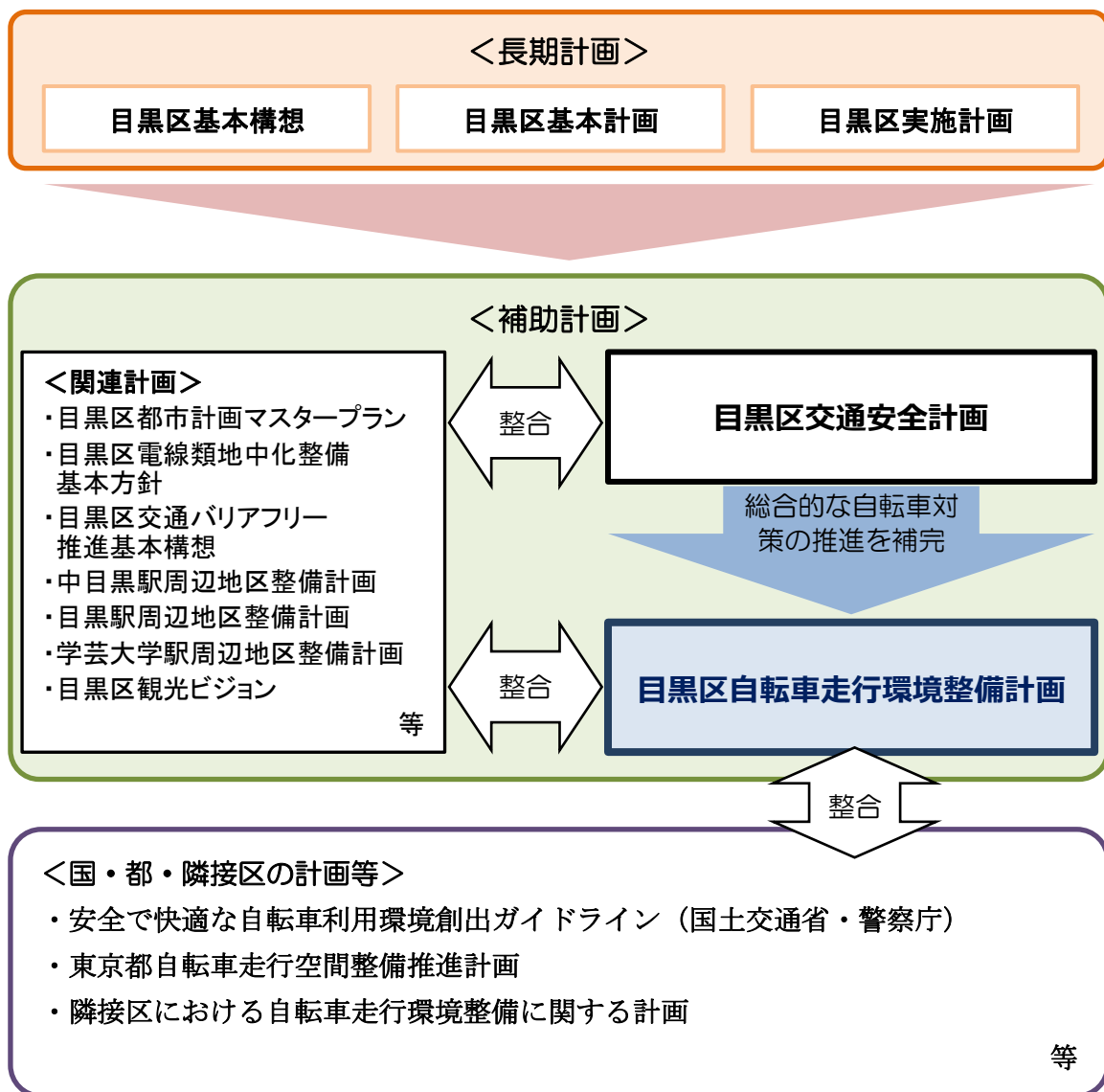
こうした状況を踏まえ、国・東京都の各道路管理者や警視庁及び目黒区が、自転車利用者の交通事故防止や安全運転マナーの向上を図るため、自転車交通ルールの周知や啓発活動等を連携して取り組み、区民が安全に安心して通行できる自転車走行環境を整備することを目的とします。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、長期計画の補助計画である「目黒区交通安全計画」を補完する計画であり、国土交通省・警察庁による安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月改定）や東京都自転車走行空間整備推進計画（平成24年10月策定）等、目黒区都市計画マスタープラン（平成16年3月）等の関連計画、隣接区の自転車走行環境整備に関する計画と整合を図っていきます。

■本計画の位置づけ





2.区内の自転車利用の現状等

(1) 目黒区の現状と課題

ア.区道等の現況

区道等の総延長は 349,206m であり、平均幅員は約 4.8m となっています。また、車道幅員が 5.5m 未満の区道が約 60% となっており、幅員の狭い道路が多いといえます。

■区内における道路の延長、面積、平均幅員

	延長	面積	平均幅員 (面積/延長)
国道	882m	35,464㎡	40.2m
都道	21,398m	466,230㎡	21.8m
区道計	349,206m	1,677,831㎡	4.8m
区道	331,662m	1,621,682㎡	4.9m
認定外道路	1,824m	3,851㎡	2.1m
区有通路	15,720m	52,298㎡	3.3m
計	371,486m	2,179,525㎡	5.9m

出典：平成 29 年度特別区土木関係現況調書等

■区道における車道幅員別の延長、割合

車道幅員別	全区道	
	延長	割合
5.5m 以上	127,248m	38.4%
5.5m 未満	204,414m	61.6%
計	331,662m	100.0%

出典：平成 28 年度東京都道路現況調書



目黒区内の都市計画道路は、高速道路を除き、幹線道路4路線(延長約12.5km)と補助幹線道路16路線(延長約20.4km)の計20路線(延長約32.9km)あります。

■都市計画道路の整備状況(平成29年3月末現在)

	計画延長	完成延長	事業中延長	未着手延長	完成率
目黒区	32.9 km	18.6 km	3.0 km	11.3 km	56.5%
区部	1,767 km	1,143 km	160 km	462 km	64.7%

出典：都市整備部事業概要(平成28年度実績)

区道等における坂道及び階段の延長は約34,000mであり、区道等のうち約10%が坂道及び階段となっています。また、坂道及び階段の箇所数は309箇所であり、そのうち8%以上の勾配の坂道は81箇所と、約26%が急勾配の坂道となっています。

■区道等における坂道の延長

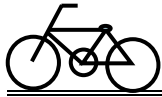
総延長	坂道・階段延長	割合
349,206m	34,230m	9.8%

出典：土木工事課 坂道台帳

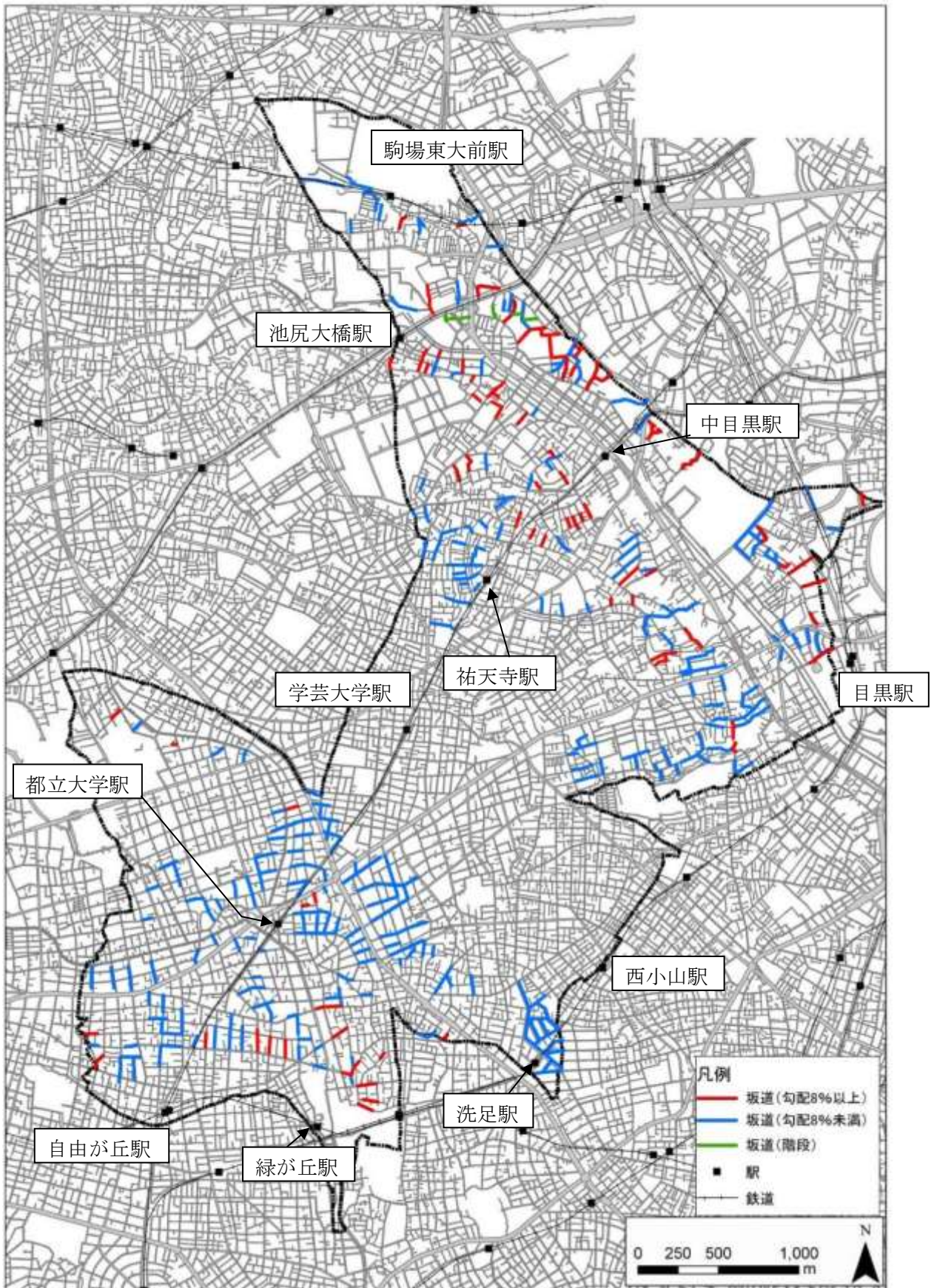
■区道等における坂道の箇所数

勾配	箇所数	割合
10%～	40	12.9%
8%～10%	41	13.3%
～8%	222	71.9%
階段	6	1.9%
計	309	100.0%

出典：土木工事課 坂道台帳

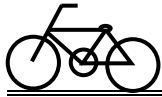


■坂道及び階段箇所図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29都市基交著第30号

出典：土木工事課 坂道台帳



イ. 自転車に関する事故発生状況

自転車乗車中の事故は、重傷者数が例年 1~2 件程度であり、軽傷者が多い状況となっています。

平成 24 年から、全死傷者数が占める自転車の割合は東京都全体よりやや高くなっています。

■ 自転車乗車中の死傷者数

		全死傷者数				自転車乗車中の死傷者数				全死傷者数に占める自転車割合(%)
		死者	重傷者	軽傷者	計	死者	重傷者	軽傷者	計	
平成24年中	目黒区	3	2	1,050	1,055		1	356	357	33.8%
	東京都	183	431	54,406	55,020	34	126	16,415	16,575	30.1%
平成25年中	目黒区	4	4	929	937	1	1	285	287	30.6%
	東京都	168	309	48,546	49,023	31	90	13,959	14,080	28.7%
平成26年中	目黒区	2	3	704	709		2	248	250	35.3%
	東京都	172	238	42,979	43,384	38	81	12,055	12,174	28.1%
平成27年中	目黒区	2	3	673	678		1	207	208	30.7%
	東京都	161	252	39,679	40,092	33	73	10,462	10,568	26.4%
平成28年5月末	目黒区	1	3	244	248		3	77	80	32.3%
	東京都	63	146	14,912	15,121	11	49	3,950	4,010	26.5%

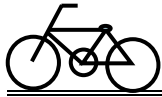
出典：警視庁ホームページ

自転車事故件数は、平成 24 年から年々減少傾向にあります。一方、目黒区の自転車関与率の割合は、東京都全体よりやや高くなっています。

■ 自転車事故発生状況

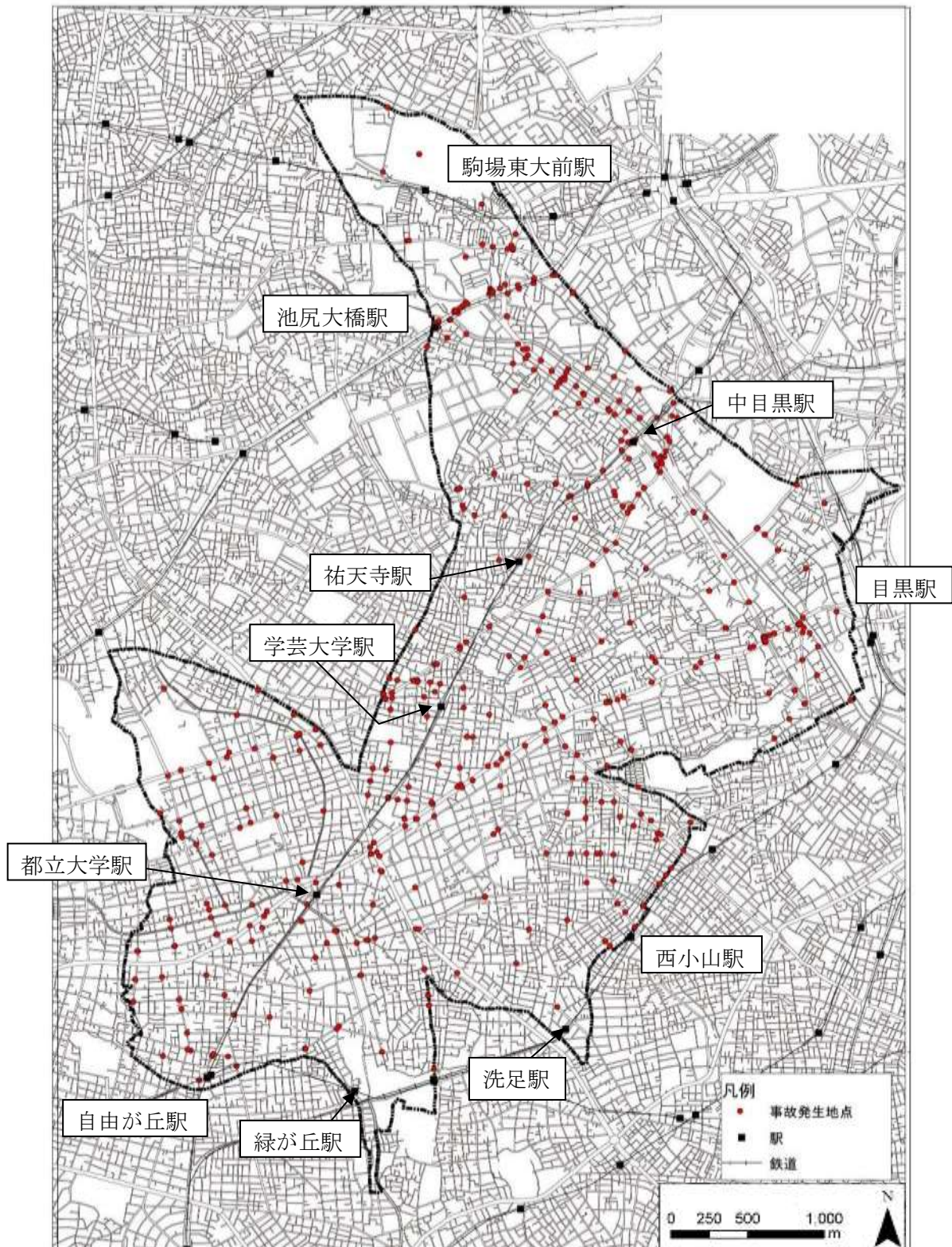
		事故総件数	自転車関与事故件数	自転車関与率(%)
平成24年中	目黒区	908	371	40.9%
	東京都	47,429	17,078	36.0%
平成25年中	目黒区	828	296	35.7%
	東京都	42,041	14,584	34.7%
平成26年中	目黒区	644	268	41.6%
	東京都	37,184	12,666	34.1%
平成27年中	目黒区	593	222	37.4%
	東京都	34,274	11,060	32.3%
平成28年5月末	目黒区	218	87	39.9%
	東京都	12,951	4,184	32.3%

出典：警視庁ホームページ



幹線道路では事故が多く、特に交差点における事故が多くなっています。また、武蔵小山駅や学芸大学駅の周辺など、住宅地の狭い道路上においても、交差点での事故発生がみられます。

■自転車関連事故発生状況図（使用データ：H26、H27自転車事故データ）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）29都市基交著第30号

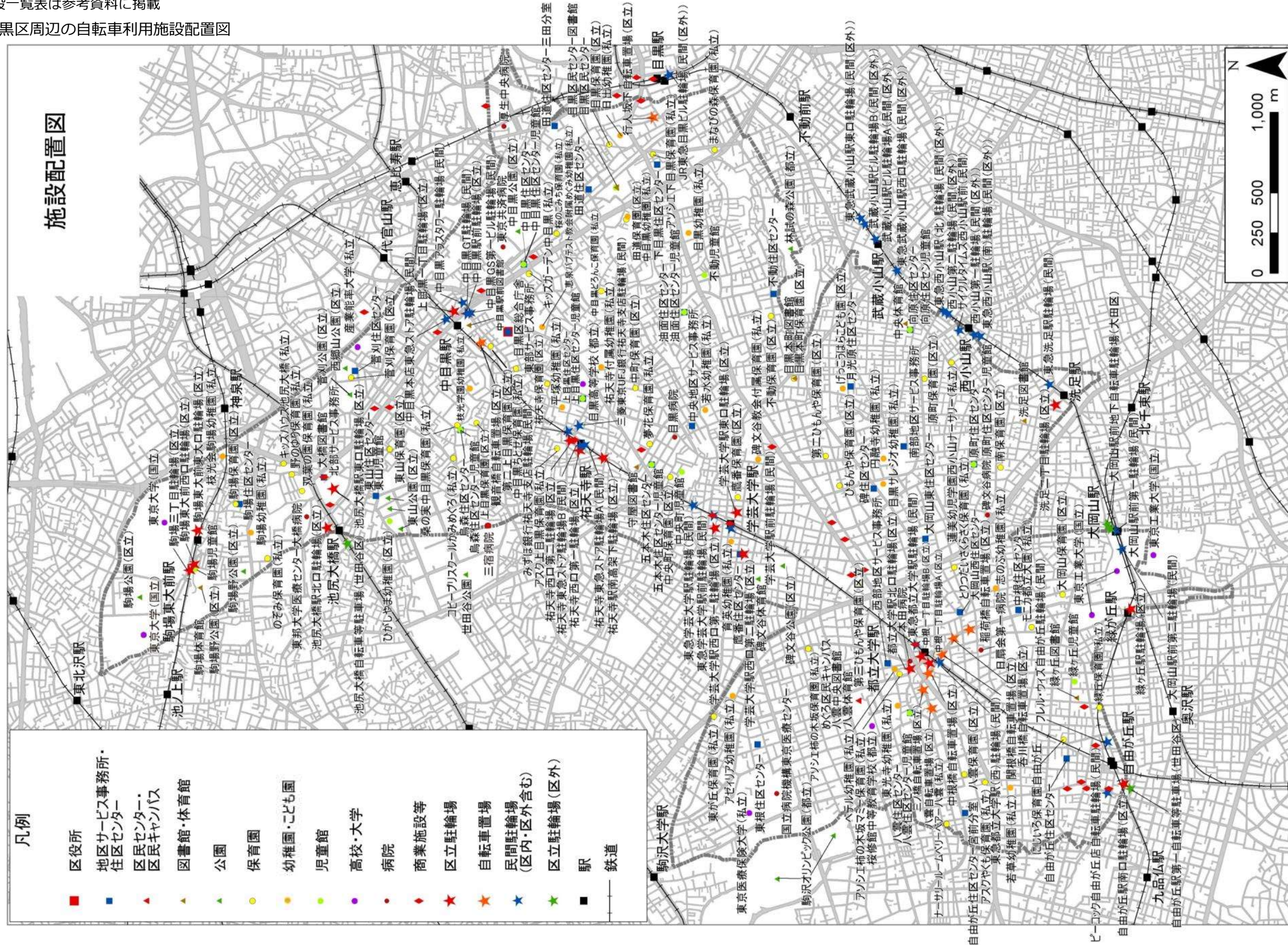


ウ.自転車利用施設の配置

自転車利用が多いと考えられる施設（以下「自転車利用施設」という。）は、駅周辺に集中しています。

※施設一覧表は参考資料に掲載

■目黒区周辺の自転車利用施設配置図





(2) これまでの自転車走行環境整備の取組

目黒区では、交通安全施設として自転車ストップマークや自転車ナビマーク等の整備を行っています。

■区道の交通安全施設の整備状況（平成28年度末現在）

種別	単位	整備状況
歩道（道路延長）	m	38,221
防護柵（設置延長）	m	33,421
道路標識	箇所	298
通学路標識	箇所	808
カーブミラー（鏡面数）	箇所	2,492
街路灯	箇所	11,412
視覚障害者誘導用ブロック	箇所	1,489
自転車ストップマーク	箇所	2,214
自転車ナビマーク（道路延長・区施工分）	m	1,160

<自転車ストップマーク>



<自転車ナビマーク>





区内では、都道や区道、緑道において、自転車レーン（または自転車専用通行帯）や自転車歩行者道などの自転車走行環境が整備されています。

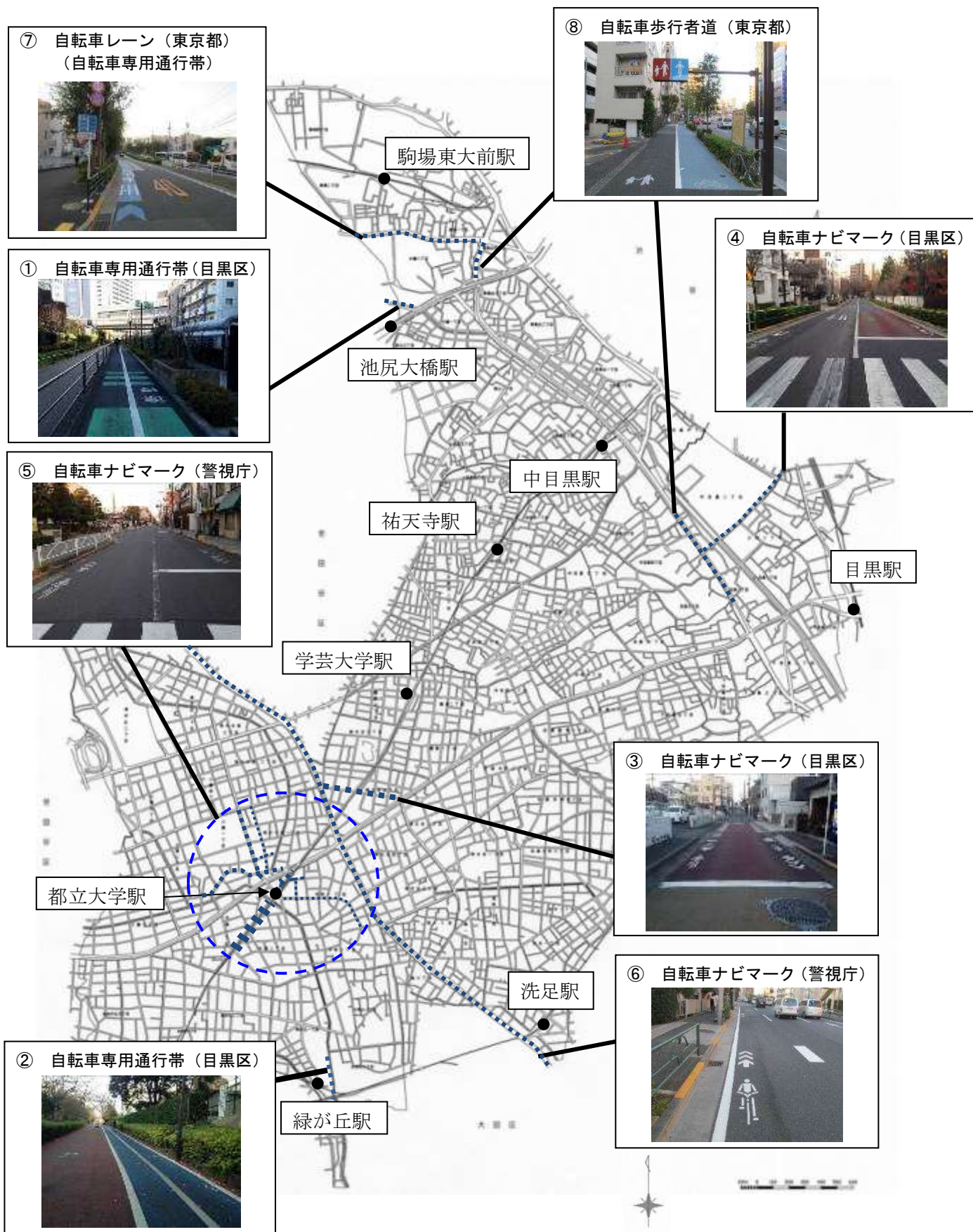
■区内における自転車走行環境整備状況

区内における自転車走行環境整備状況（平成29年3月末時点）						
No.	整備形態	路線名	設置箇所	整備主体	整備年度	延長(m)
①	自転車専用通行帯	目黒川緑道	目黒区大橋二丁目23番先～24番先	目黒区	平成20年度	120
②	自転車専用通行帯	呑川緑道	目黒区大岡山二丁目9番先～緑が丘三丁目1番先	目黒区	平成23年度	290
③	自転車ナビマーク	目黒区道	目黒区碑文谷五丁目26番先～6番先	目黒区	平成25年度	470
④	自転車ナビマーク	新茶屋坂通り	渋谷区恵比寿南二丁目29番先～目黒二丁目15番先	目黒区	平成27年度 平成28年度	690
目黒区整備延長						1,570
⑤	自転車ナビマーク	目黒区道	都立大学駅付近	警視庁	平成26年度	3,270
⑥	自転車ナビマーク	環七通り	区内の環七通り全区間	警視庁	平成28年度	2,370※
警視庁整備延長						5,640
⑦	自転車レーン (自転車専用通行帯)	淡島通り	目黒区駒場一丁目4番先～大橋二丁目19番先	東京都	平成28年度	800
⑧	自転車歩行者道	山手通り	目黒区大橋二丁目1番先～青葉台4丁目9番先	東京都	平成27年度	240
			目黒区中目黒二丁目9番先～目黒3丁目1番先		平成26年度	690
東京都整備延長						1,730
総整備延長						8,940

※平成28年度東京都道路現況調書より参照



■ 自転車走行環境整備状況図





(3) 近年の自転車施策に関する動向

ア.自転車関連の法令に関する経緯

<昭和 40 年代>

- ・自動車交通の増加により自動車の交通事故が急増

<昭和 45 年>

- ・道路交通法の改正により、自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入

- ・自転車歩行車道の整備等による自転車と自動車の分離を推進
→自転車乗車中の事故死傷者は大幅に減少したものの、自転車は車両という意識の希薄化により、歩道上等での危険な自転車利用が急増し、自転車対歩行者の事故への対応が課題となる。

<平成 20 年 6 月>

- ・改めて道路交通法が改正され、自転車の車道通行を基本とし、普通自転車の歩道通行可能要件を明確化

<平成 23 年 10 月>

- ・警察庁は「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」により、自転車は「車両」であることの徹底を基本的な考え方とし、「車道を通行する自転車」と「歩道を通行する歩行者」の双方の安全を確保するため、通行環境の確立やルールの周知と自転車安全教室の推進等、関係機関・団体等と連携しつつ、実効が上がるよう効果的な対策の推進について通達

<平成 24 年 11 月>

- ・国土交通省及び警察庁により、自転車ネットワーク計画の作成手順や自転車通行空間の設計等を示した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定

<平成 28 年 7 月>

- ・自転車の安全で快適な利用環境を創出する取組をさらに推進するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を一部改定

<平成 29 年 5 月>

- ・国土交通省により、自転車活用の推進に関する施策を基本とした、「自転車活用推進法」を施行
→その中の基本理念として、良好な自転車交通網を形成するため自転車専用道路や自転車専用車両通行帯等の整備について、実施すべき施策とし掲げている。

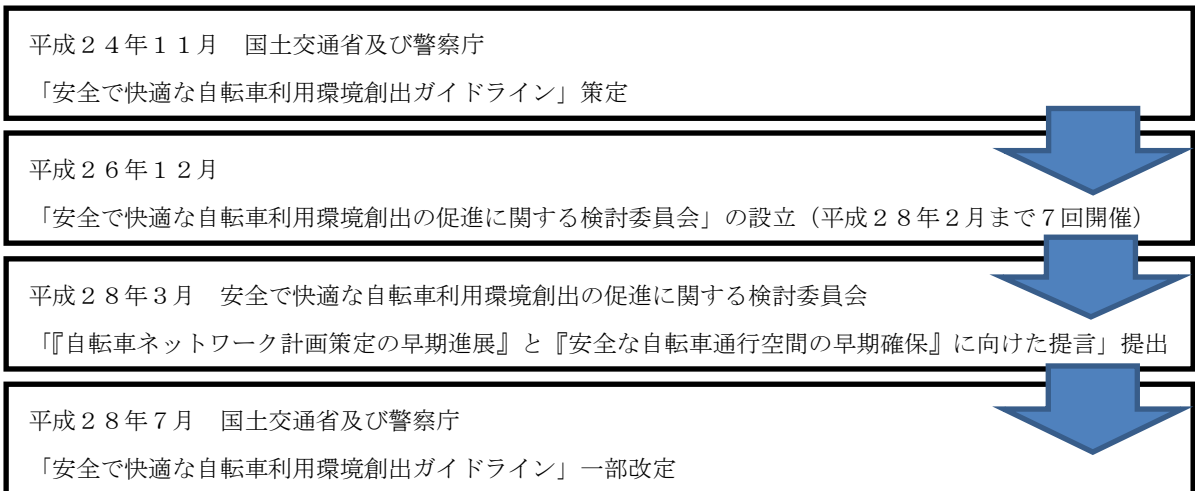


イ. 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）

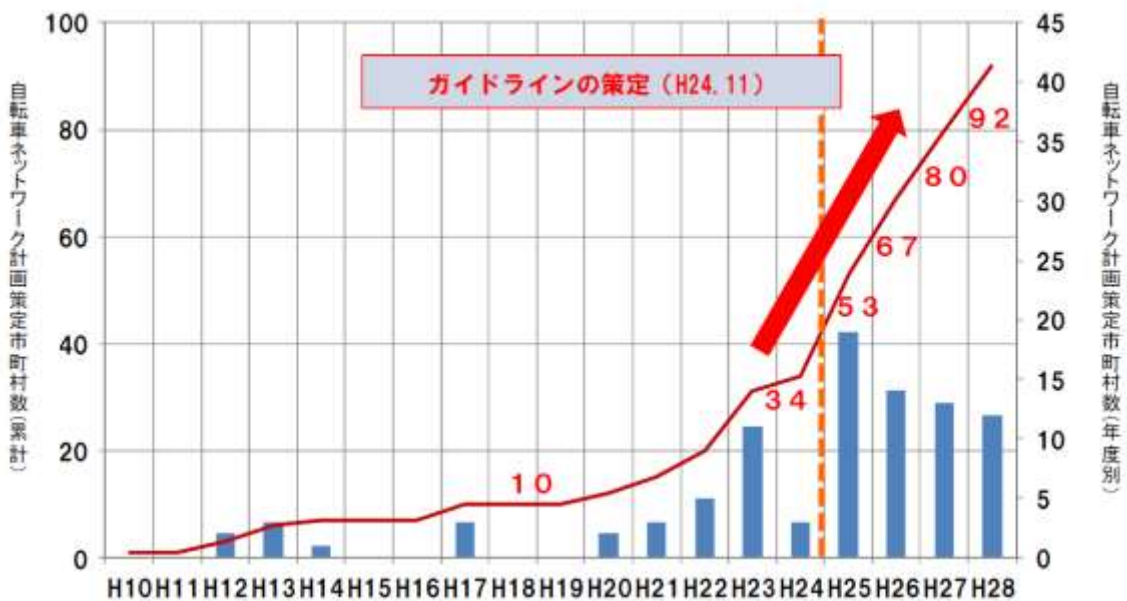
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインは、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」からの提言を受け、国土交通省と警察庁により、平成24年11月に策定（平成28年7月に一部改定）されました。自転車ネットワーク計画策定並びに自転車通行空間の整備をあわせ、道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなど、ハード・ソフトの両面から幅広い取組みが行われるよう、自転車利用環境整備に関する関係機関と連携し、実施すべき事項について記載しています。

また、自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて選定された路線を対象として、安全で快適な自転車利用環境を創出するための実務的な検討事項等に関する標準的な考え方を取りまとめています。

■改定経緯



■自転車ネットワーク計画策定状況





ウ. 都、隣接区の整備計画等

東京都は、『2020年の東京』計画に位置付けた自転車走行空間を整備するため、整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめた「東京都自転車走行空間整備推進計画」を平成24年10月に策定しました。

また、隣接区では世田谷区、大田区、渋谷区、港区においては、整備計画等が策定されており、整備路線等が位置づけられています。区道は隣接区の道路と接続していることから、自転車ネットワークの連続性を踏まえ、隣接区の整備路線等と整合を図る必要があります。

<近隣区等の計画策定状況>

- ・東京都・・・東京都自転車走行空間整備推進計画（平成24年10月策定）
- ・世田谷区・・・世田谷区自転車ネットワーク計画（平成27年3月策定）
- ・大田区・・・大田区自転車ネットワーク整備実施計画（平成28年3月策定）
- ・渋谷区・・・渋谷区自転車通行環境整備計画（平成27年4月策定）
- ・港区・・・港区自転車利用環境整備方針（平成25年3月策定）

■隣接区の計画策定状況





エ.自転車シェアリングについて

東京都は、環境負荷の少ない交通手段への転換を推進しており、広域的な環境課題に取り組む事業への財政的支援として、平成 26 年 3 月に「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業実施要綱」を制定し、自転車シェアリングの普及促進に取り組んでいます。

また、特別区 23 区では、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、江東区の 7 区の間における、自区の自転車貸出拠点とは別の区へ返却が可能とした自転車シェアリングの実証実験が行われている等、自転車シェアリング事業における広域参画を検討する動きが活発化しています。

目黒区においては、通勤や通学、買い物、観光など自転車で移動する区民または区外からの来訪者を対象として、放置自転車の対策、回遊性の確保、環境負荷の軽減及び自転車走行の支援を進めるため、実証実験による自転車シェアリングを導入します。